

議事録

第 17 期名護市農業委員会
第 26 回 総会

令和 4 年 10 月 28 日 (金)

名護市農業委員会 第26回総会

開催日時 令和4年10月28日（金）午前10時00分～11時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員（農業委員）

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	○	5番	仲村 正司	○	6番	前川 好男	○
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	○
10番	比嘉 晴	×	11番	比嘉 清隆	◎	12番	仲原 由香里	◎

（農地利用最適化推進委員）

13番	塩浜 康允	○	14番	比嘉 勲	○	15番	宮里 強	○
16番	山城 秀樹	○	17番	吳屋 信竹	×	18番	伊波 興助	○
19番	平 智昭	○	20番	宮城 直人	○	21番	上間 光成	○
22番	玉城 司	○	23番	宮城 二郎	×	24番	野原 三喜郎	○
25番	比嘉 政昭	×						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第153号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第154号 農地転用事業計画変更承認申請について

第155号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第156号 農用地利用集積計画の意見決定について

第157号 非農地証明願いについて

報告 農地法第3条許可の取消し願いについて

事務連絡 農業者年金制度について

(開会)

議長

これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は 11 番、12 番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第 26 回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第 153 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局

整理番号 1 番 農用内、面積 1,618 m²。規模拡大のための賃貸借。従事者 3 名、主従事日数 250 日。計画作物はスモモ・パパイヤ。

整理番号 2 番 農用内、面積 974 m²。新規就農のための無償移転。従事者 2 名、主従事日数 150 日。計画作物はサトウキビ。

整理番号 3 番 農用内、面積 743 m²。規模拡大のための有償移転。従事者 1 名、主従事日数 250 日。計画作物はシークワサー・カボチャ・きゅうり。

整理番号 4 番 農用内、面積 7,435 m²。新規就農のための賃貸借。従事者 2 名、主従事日数 200 日。計画作物はカボチャ。

整理番号 5 番 農用内、面積 2,913 m²(3 筆合計)。新規就農のための使用貸借。従事者 2 名、主従事日数 200 日。計画作物はサトウキビ。こちらは農地法第 3 条整理番号 6、7 番と同時申請となっております。

整理番号 6 番 農用内、面積 1,340 m²(2 筆合計)。新規就農のための使用貸借。従事者 2 名、主従事日数は 200 日。予定作物はサトウキビ。こちらは農地法第 3 条整理番号 5、7 番と同時申請となっております。

整理番号 7 番 農用外、面積 872 m²(2 筆合計)。新規就農のための有償移転。従事者 2 名、主従事日数は 200 日。予定作物はサトウキビ。こちらは農地法第 3 条整理番号 5、6 番と同時申請となっております。

整理番号 8 番 農用内、面積 1,586 m²。規模拡大のための使用貸借。従事者 2 名、主従事日数は 250 日。予定作物はウコン。こちらは農地法第 3 条整理番号 9 番と同時申請となっております。

整理番号 9 番 農用内、面積 485 m²。規模拡大のための無償移転。従事者 2 名、主従事日数は 250 日。予定作物はバナナ。こちらは農地法第 3 条整理番号 8 番と同時申請となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 154 号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 816 m²。当初転用計画は、駐車場。土地を有効活用するための駐車場としての申請。農地区分は、第 3 種農地(第 1 種低層住宅専用地域)となっております。

整理番号 2 番 農用外、面積 962 m²。当初転用計画は、資材置場。土地を有効活用するための学生寮での申請。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 4.3ha となっております。

整理番号 3 番 農用外、面積 414 m²。当初転用計画は、建売住宅。土地を有効活用するための一般住宅での申請。農地区分は、第 1 種農地(10 戸連たん)となっております。農地法第 5 条整理番号 8 番と同時申請となっています。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

(第 155 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

事務局 整理番号 1 番 農用外、面積 875 m²。資材置場での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 6.4 ha となっております。

整理番号 2 番 農用外、面積 487 m²。一般住宅での所有権移転。農地区分は、第 3 種農地(羽地支所から 300m 以内)となっております。

整理番号 3 番 農用外、面積 476 m²のうち 465.88 m²。戸建分譲での所有権移転。農地区分は第 1 種農地(10 戸連たん)となっています。

事務局

整理番号 4 番 農振外、面積 170 m²。一般住宅としての所有権移転。農地区分は、第 3 種農地(第 2 種中高層住居専用地域)。こちらは農地法第 5 条整理番号 5 番と同時申請となっています。

整理番号 5 番 農振外、面積 177 m²。一般住宅での所有権移転。農地区分は、第 3 種農地(第 2 種中高層住居専用地域)。こちらは農地法第 5 条整理番号 4 番と同時申請となっています。

整理番号 6 番 農用外、面積 434 m²(2 筆合計)。貸事務所での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 9.4 haとなっています。

整理番号 7 番 農用外、面積 372.25 m²(3 筆合計)。一般住宅での使用貸借権。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 0.1 haとなっています。

整理番号 8 番 農用外、面積 414 m²。一般住宅での所有権移転。農地区分は第 1 種農地(10 戸連たん)となっております。農地法第 5 条事業計画変更整理番号 3 番と同時申請となっています。

整理番号 9 番 農用外、面積 559 m²。建売住宅での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 0.1 haとなっております。

整理番号 10 番 農用外、面積 146 m²。賃駐車場での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.1 haとなっております。

整理番号 11 番 農用外、面積 3,108 m²のうち 2,622 m²。共同住宅での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 4.3 haとなっております。

整理番号 12 番 農振外、面積 647 m²。資材置場での所有権移転。農地区分は第 3 種農地(第 1 種中高層住居専用地域)となっております。

整理番号 13 番 農用外、面積 368 m²。貸資材置場での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 7.3 haとなっております。

整理番号 14 番 農用外、面積 260 m²。一般住宅での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 7.3 haとなっております。

整理番号 15 番 農用外、面積 651 m²(2 筆合計)。農業用施設での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(その他)、一団農地は 7.5 haとなっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議無し。

(第 156 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和 4 年 8 月 26 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 6 名。譲受人 6 名。設定筆数 15 筆、面積 19,631 m²。内 貸借権 10 筆、使用貸借権 4 筆、所有権移転 1 筆となっています。

整理番号 1 番 所有権移転。予定作物はアボカド。稼働日数は 240 日

整理番号 2 番 3 年の貸借権。予定作物は野菜。稼働日数は 250 日

整理番号 3 番～4 番 30 年の使用貸借権。予定作物は果樹。稼働日数は 250 日

整理番号 5 番～6 番 10 年の使用貸借権。予定作物は野菜。稼働日数は 250 日

整理番号 7 番～11 番 5 年の貸借権。予定作物はサトウキビ。稼働日数は 150 日

整理番号 12 番～15 番 5 年の貸借権。予定作物はウコン。稼働日数は 200 日

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、可決としてもよろしいですか。

委員 異議なし。

(第 157 号 非農地証明願について)

調査員

整理番号 1 番 農用外、面積 51 m²。当該地は 50 年以上前から宅地への進入路として使用しており、農地としての利用は困難である為、証明相当と判断する。

整理番号 2 番 農用外、面積 21 m²。当該地は分断された土地の残地であり小面積の土地である。農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 3 番 農用外、面積 1,037 m²。当該地は山林化し傾斜地で 20 年以上農地として耕作されておらず、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 4 番 農用外、面積 19 m²。当該地は分断された土地の残地であり小面積の土地である。農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 5 番 農用外、面積 57 m²。当該地は現況が墓になっており、20 年以上農地として耕作されておらず、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 6 番 農用外、面積 233 m²(4 筆合計)。当該地は 30 年以上前から宅地への進入路として使用しており、農地としての利用は困難である為、証明相当と判断する。

整理番号 7 番 農用外、面積 431 m²。当該地は 40 年以上前から道路として使用しており、農地としての利用は困難である為、証明相当と判断する。

整理番号 8 番 農用外、面積 58 m²。当該地は荒廃している状態ではなく農地としての利用は困難であるとは考えられず、証明相当であるとは言えない。

整理番号 9 番 農用外、面積 696 m²(3 筆合計)。当該地は山林化した湿地で 50 年以上農地として耕作されていない。雨が降ると沢の水が流れる場所で農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

議長

調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
質疑が無いようなので、整理番号 8 番以外を可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

(報告 農地法第3条の取消し願いについて)

事務局 整理番号1番 農用外、面積872m²(2筆合計)。売買契約の不成立による取下げ。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第26回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会會議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 比嘉 清隆 印

署名委員 仲原 由香里 印